

北上市牧野規則の一部を改正する規則

北上市牧野規則（平成3年規則第130号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
（牧野の用途等）					（牧野の用途等）				
第2条 牧野の名称、用途、用途別面積、放牧方法及び認容頭数は、次のとおりとする。					第2条 牧野の名称、用途、用途別面積、放牧方法及び認容頭数は、次のとおりとする。				
牧野名	用途	面積	家畜の1日最高認容頭数	放牧方法	牧野名	用途	面積	家畜の1日最高認容頭数	放牧方法
稲瀬牧野	採草	322,700 <small>m²</small>	二	二	水上牧野	採草	400,000 <small>m²</small>	二	[略]
	放牧	107,100	30	輪換放牧		[略]	[略]		
水上牧野	採草	400,000	二	[略]					
	[略]								
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。